

| ID | 項目名 | 質問 | 回答 |
|----|-------------------------|---|---|
| 1 | 業者登録未済事業者の取扱い | 実施方針(案)等に関する質問に対する回答No6において、「なお、登録されていない民間事業者でも幅広く本事業に応募いただけるよう、参加表明書提出の際に登録者と同等の資格を有することを確認する機会を設ける予定です。詳細は、入札公告時に公表する入札説明書において提示します。」とあるが、具体的にはどのように確認をされるのか。 | 市の業者登録申し込みを行う際に提出を求めている書類と同等の書類を、入札説明書において示す方法で期限までに提出いただく予定です。提出された書類内容を確認し、登録者と同等の資格を有することが確認できれば、本事業に関する入札参加に限り、業者登録済の業者と同等に取り扱うものとします。正式には入札公告時に公表する入札説明書において示します。 |
| 2 | 参加資格要件工事との適合確認 | 当社実績が参加資格要件工事として認められるか否かの判断が付きにくい場合、応札判断が難しい。入札参加表明書等の提出締切までの間に、参加資格要件工事との適合について、市に対して個別に問い合わせを行うことは可能か。 | 参加資格要件工事として認められるか否かについては、入札公告以降の個別での確認は想定していませんが、参加表明受付期間中であれば、参加表明の際に提出した資料が要件として認められない場合、再提出が可能です。正式には入札公告時に公表する入札説明書において示します。 |
| 3 | 家屋調査 | 実施方針(案)等に関する質問に対する回答No64において、「影響範囲については、事業者の提案内容や工事手法等により異なるものであり、一律に示すことはできないため、これらを踏まえ、適切に家屋調査対象範囲を設定し、本市との協議の上で、調査を実施してください。」とあるが、事業者が見込んでいた家屋調査対象範囲を超えて調査が必要となった場合の、追加費用の負担はどのように考えればよいか。 | 仮に提案時点で提案者側で見込まれていた家屋調査対象範囲よりも広い範囲での調査が必要となった場合でも、その追加費用負担は事業者負担を原則とします。提案内容や工事手法等により通常一般には必要と想定される家屋調査対象範囲を踏まえて適宜見込んでください。なお、通常一般に認められる範囲外からの問い合わせ・要望に対しては市としても個別対応に協力致します。 |
| 4 | 3期事業「その他既存住宅の解体工事」の別途発注 | 事業実施スケジュール及び3期事業で予定されているその他既存住宅の解体工事について、今回の事業は9か年に及ぶ1期～3期までの手順により計画されていますが、入札参加を検討させて頂く際に事業スケジュール最終盤の大規模な(棟数)解体について、コスト想定が難しくリスクとして捉えています。住宅建替事業の完遂に直接的(手順的)な影響が無いことから、別途発注を検討頂きたい。 | 実施方針での御意見、対面式質疑応答での御意見を踏まえ、既存住宅の解体撤去対象区域の範囲を、以下のとおり減らす方向で、検討を行います。 【修正案】 和泉第一団地(1～5棟、A棟)、王子第一団地(1～4棟)、幸(28、29、31～40、A棟)、旭第一(25～27、A棟)、旭第二(6～11棟) なお、付属の集会所、ポンプ室、自転車置場上屋、ゴミ置場等は含みます。 正式には入札公告時に公表する入札説明書において示します。 |